

# 第5章

## 地域別構想

1. 地域の概要
2. 鴨川地域
3. 天津小湊地域
4. 江見地域
5. 長狭地域

# 第5章 地域別構想

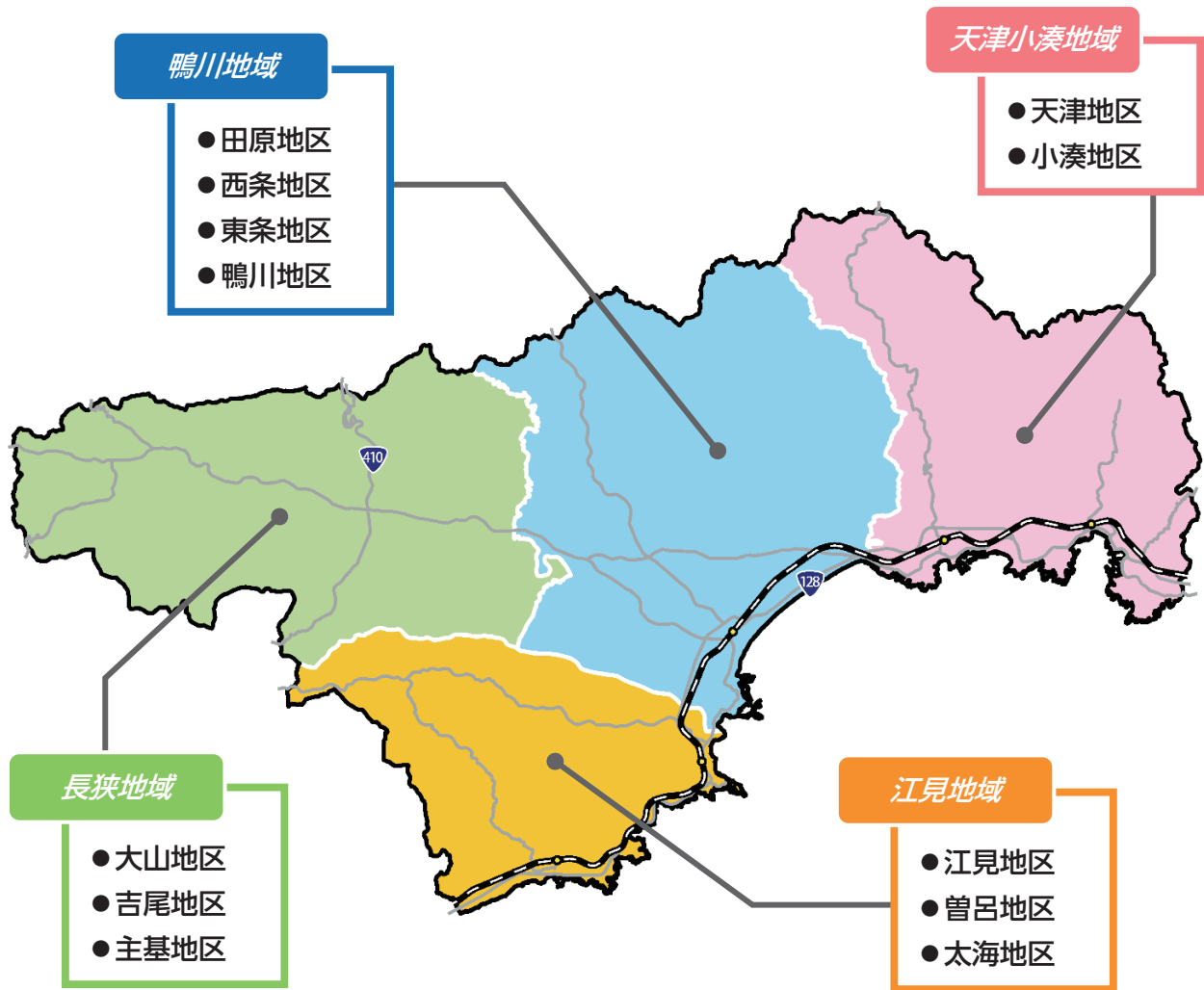
## 1. 地域の概要

### (1) 地域区分

地域別構想は、全体構想で示された市全体としてのまちづくりの方向性を踏まえ、より細やかな単位でのまちづくりのあり方について、地域の動向や課題、特徴に応じた地域ごとの将来像と基本方針を定めるものです。

地域区分については、都市計画区域外を含む市全域を対象として、日常生活圏や地理的・社会的条件等を考慮し、市域を「鴨川地域」、「天津小湊地域」、「江見地域」、「長狭地域」の4つの地域に区分します。

《地域区分図》



## (2) 各地域の現況・特徴

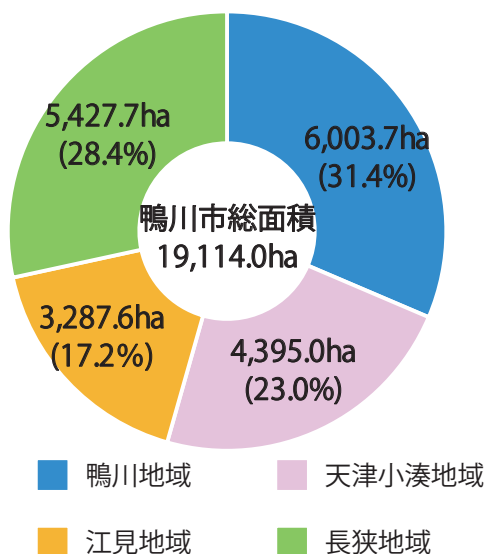
### ① 面積及び土地利用状況

各地域の面積は、「鴨川地域」が6,003.7ha（31.4%）、「天津小湊地域」が4,395.0ha（23.0%）、「江見地域」が3,287.6ha（17.2%）、「長狭地域」が5,427.7ha（28.4%）となっています。

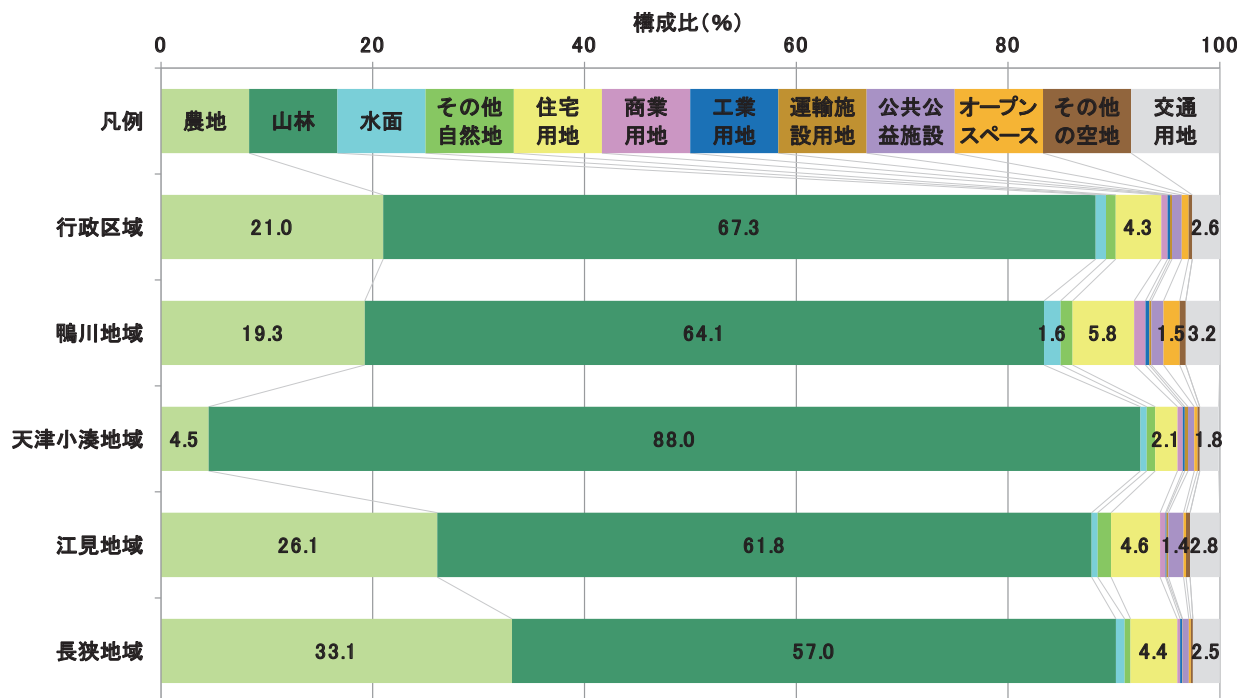
地域別の土地利用状況を比較すると、本市の中心的な市街地を有する鴨川地域では、住宅用地をはじめとする都市的土地利用の割合が4地域の中で最も高く、天津小湊地域は、山林が全体の約9割を占めるなど自然的土地利用が最も高くなっています。

江見地域は、鴨川地域に次いで都市的土地利用の割合が高く、長狭地域は、農地の占める割合が3分の1を占めています。

【地域別面積割合】



【各地域の土地利用の構成割合】



## ② 人口・世帯の動向

国勢調査における平成17年から22年の人口を比較すると、鴨川地区、西条地区、東条地区、曾呂地区が増加しており、地域全体では鴨川地域が増加しています。

世帯数は、鴨川地区、西条地区、東条地区、江見地区、太海地区、曾呂地区、吉尾地区が増加しており、地域全体では鴨川地域と江見地域が増加しています。

【平成22年の地区別人口・世帯数と平成17年からの増減率】



資料：国勢調査



## 2. 鴨川地域

### (1) 地域の概況

鴨川地域は、本市の中央部に位置しており、本市の中心的な市街地が形成された地域です。

面積は 6,003.7ha で、市域の 31.4 % を占めています。

市役所をはじめとする公共公益施設や医療・福祉施設、観光施設、商業業務施設が集積しており、市民生活の中心的な役割を果たす地域となっています。

【地域位置図】

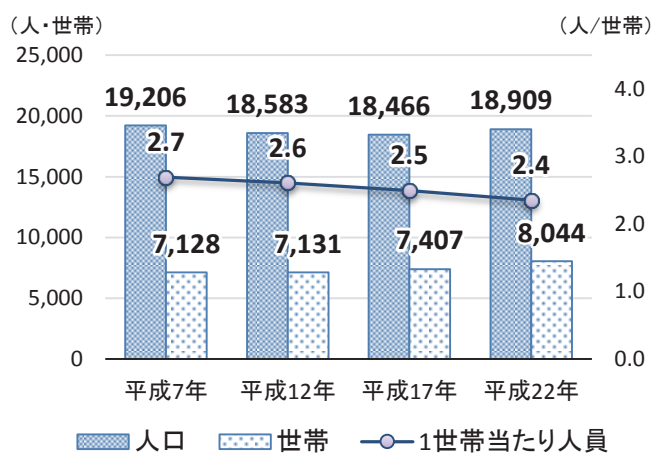


### (2) 人口・世帯数

本地域の人口は平成 22 年で 18,909 人と、市全体の 52.9% を占めています。平成 7～17 年にかけては減少傾向にありましたが、平成 22 年には再び増加するなど、本市の中心地域として一定の人口を維持しています。

世帯数は平成 22 年で 8,044 世帯と増加傾向を示しています。

1 世帯当たりの人員は年々減少しており、平成 22 年で 2.4 人 / 世帯となっています。



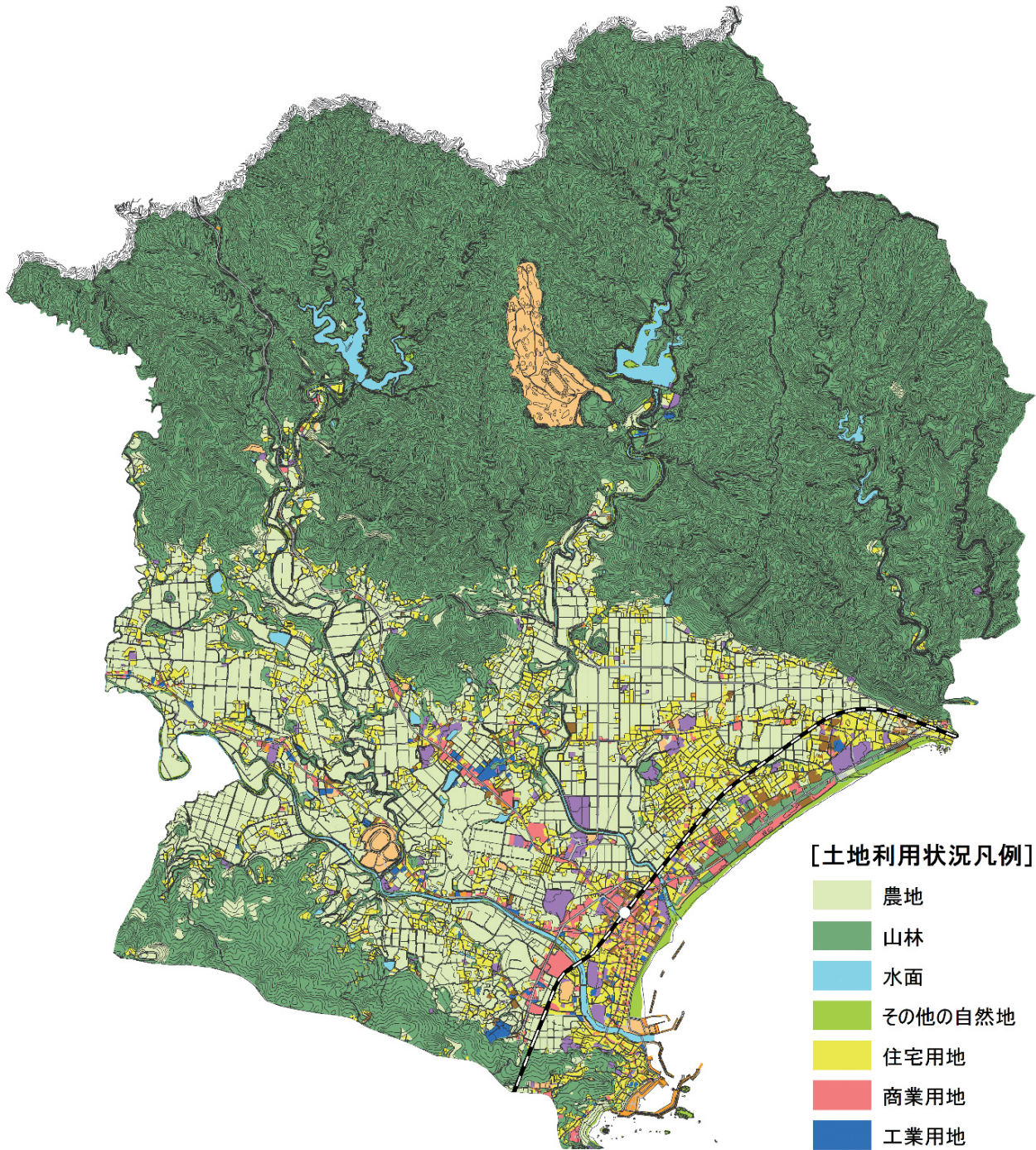
資料：国勢調査

### (3) 地域の特性

#### 【土地利用】

- 地域南部に広がる長狭平野に、優良農地と田園集落地、住宅を中心とした市街地が形成されています。
- 安房鴨川駅の周辺では、古くからの商業地が形成されているほか、国道 128 号や主要地方道千葉鴨川線の沿道には大型店舗の立地が進んでいます。
- 東条地区の海岸線に面したエリアでは、レジャー施設や宿泊施設が集積しており、天津小湊地域とともに、本市の中心的な観光地としての役割を果たしています。
- 地域北部の山間部は、一部が保安林に指定されているほか、ダムやゴルフ場として利用されています。

【土地利用現況図】



【土地利用状況凡例】

- 農地
- 山林
- 水面
- その他の自然地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 運輸施設用地
- 公共公益用地
- オープンスペース
- その他の空地
- 交通用地

資料：平成 23 年都市計画基礎調査データより作成



**【都市計画】**

- 本地域の南部に広がる市街地が鴨川都市計画区域に指定されています。
- 安房鴨川駅周辺の既存市街地を中心に用途地域が指定されており、駅周辺には商業系、鴨川漁港周辺には工業系、それ以外の複合市街地\*には住居系の用途地域が指定されています。
- 火災に強い建物の立地を促進するため、安房鴨川駅西口の商業地域には防火地域が指定され、近隣商業地域の全域と第一種住居地域の一部においては準防火地域が指定されています。
- 東条地区及び鴨川地区の国道128号沿道には、周辺環境を悪化させる恐れのある用途の建物の立地を制限する特定用途制限地域が指定されています。
- 都市計画区域外は、建築確認申請が必要となる建築基準法第6条第1項第4号による指定区域としています。

**【交通基盤】**

- 道路網は、広域幹線道路となる国道128号、主要幹線道路となる主要地方道鴨川保田線及び千葉鴨川線、補助幹線道路となる一般県道浜波太港線及び天津小湊田原線が整備されています。
- 鉄道網は、南部にJR外房線・内房線が運行し、両路線の結節点となる安房鴨川駅を有しています。
- バス交通は、コミュニティバスが2路線、民間バス路線が8路線、本地域と東京・千葉を結ぶ高速バスが2路線整備されており、安房鴨川駅を中心として充実した交通網が構築されています。

**【主要施設・地域資源】**

- 行政機能の中心となる市役所、文教施設である鴨川小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、鴨川中学校、長狭高校が設置されています。その他にも、文理開成高校や亀田医療大学が開設されています。
- 東条地区には、安房地域の広域医療を担う総合病院をはじめ、医療・福祉施設が立地しており、高度医療機能を有する地域としての強みを有しています。
- 田原地区には、広域的なスポーツ交流の拠点となる総合運動施設が整備されており、体育館や文化活動の場としての機能を有する多目的施設の整備も進められています。
- 沿岸部には、全国的に知名度の高いレジャー施設を中心としてホテルや旅館などの宿泊施設が立地しており、その周辺は南房総国定公園と保安林に指定されています。また、中心市街地を一望できる魚見塚一戦場公園の展望台をはじめ、多くの観光資源を有しています。

## (4) 地域の主要課題

---

### ■ 中心市街地の活力低下

安房鴨川駅周辺の市街地は、本市の玄関口として魅力ある環境づくりが求められますが、幹線道路沿道での大型店舗の立地や後継者不足等によって、商店街の衰退が進んでおり、本市の中心市街地としての賑わいが失われつつあります。

一方で、幹線道路沿道の大型店舗は、市民の生活利便性を高める重要な役割を担っていることから、それぞれの役割分担を明確にした棲み分けが必要となります。

中心市街地の活性化に向けて、多様な主体が一体となり、ハード・ソフト両面から魅力創出に向けた取組みを展開していくことが求められます。

### ■ 市街地縁辺部におけるスプロール化

鴨川版コンパクトシティの中核をなす本地域においては、用途地域内を中心とした既存市街地内での都市的土地利用の誘導を図りながら、密度の高い市街地形成を進めていくことが求められますが、用途地域縁辺部での宅地化の進行により、市街地のスプロール化が進んでいます。

市街地の低密度化は、都市経営コストの増大や居住環境の質の低下、良好な自然環境の喪失を招くことから、スプロールの抑制に向けた取組みが求められます。

### ■ 充実した医療・福祉環境の活用

本地域には、高度医療機能を有する総合病院をはじめ、多くの医療・福祉施設が立地しており、全国有数の医療環境を誇っています。今後は、市民をはじめ他都市からの利用者の流入が期待されることから、都市のユニバーサルデザイン化により、あらゆる人々にやさしい都市環境の形成が求められます。

### ■ スポーツ交流拠点の整備・活用

本地域には、広域的なスポーツ交流拠点である総合運動施設が整備されており、現在は多目的施設を含めた一体的な整備が進められています。

本市が有する多くの観光・レジャー施設とともに、スポーツを通じた交流による地域振興をけん引する拠点となることから、計画的な整備と活用方策の検討が必要となります。

### ■ 交通ネットワークの拡充

本地域は、本市の都市拠点として様々な機能が集積する市民生活の中心となることから、鴨川版コンパクトシティの実現に向けて、地域・拠点間の移動に係る時間短縮に向けた円滑な交通ネットワークの確保と、周辺都市や都心部とのアクセス性の向上が求められます。

## (5) 地域の将来像とまちづくり方針

### 【将来像】

# 都市機能が集まる中心拠点 賑わいと癒しが調和したまち 鴨川

本市の商業業務機能や公共公益機能が集まり、県内有数のレジャー施設や高度医療機能、総合運動施設など、多くの交流拠点を有する本地域は、市民生活の中心地であるとともに、市内外から多くの人が集う本市の玄関口としての役割を担っています。

市内の地域・拠点や都心部をつなぐ交通結節点としての環境整備を進めながら、東条や前原の美しい海岸線や保安林をはじめとするバランスのとれた自然環境を活かした新たな魅力づくりを展開し、都市拠点にふさわしい市街地の“賑わい”の創出を図るとともに、住民にも観光客にも優しい“癒し”のある、調和のとれた地域づくりを目指します。

### 【まちづくり方針】

#### 都市拠点にふさわしい賑わいのあるまちづくり

##### ■ 中心市街地の活性化に向けた魅力づくり

- 安房鴨川駅周辺に形成されている中心市街地については、市民のみならず、来訪者を迎える本市の顔としての役割を担っていることから、既存商業機能の拡充、点在している空き店舗や未利用地の活用、交通結節点としての適切な環境整備、鴨川の風土を活かした街並み景観づくりなど、魅力ある市街地づくりに向けて、多様な主体が一体となった取組みを推進します。
- 中心市街地に近接するフィッシャリーナから待崎川河口周辺に至るまでを中心として、東条・前原・横渚海岸一帯の再整備・利活用計画に基づいた環境整備を推進し、本地域の新たな魅力創出を目指します。
- 中心市街地の活性化にあたっては、必要に応じて用途地域の見直しについても検討していくものとします。

##### ■ 既存商業業務機能の適正な維持・拡充

- 商業施設や沿道サービス施設が立地している国道128号や主要地方道千葉鴨川線の沿道においては、中心市街地や地域拠点など、既存の商業業務地との役割分担や周辺環境への影響に配慮するとともに、用途地域や特定用途制限地域の適正な運用により、市民や来訪者の利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。
- 鴨川漁港周辺については、水揚げから加工までを一括で担う貴重な拠点として、水産業の振興に資する水産加工等の関連施設の立地を誘導します。

## ■ 質の高い居住環境の維持

- 本地域には、本市人口の半数以上の市民が居住しており、引き続き質の高い居住環境の確保が求められます。良好な自然環境が残されている郊外部へのスプロール化を抑制するため、市街地内に残存する未利用地や空き家などの既存ストックの活用を図りながら、周辺の自然環境と調和した、密度の高い居住市街地の形成を目指します。
- 質の高い居住環境を将来にわたって担保するために、まちづくりに対する意識醸成が図られた地区においては、地区計画などの住民が主体となったエリアマネジメント\*の導入についても検討を進めることとします。

## ■ 観光機能の維持・拡充

- 本市の中心的な観光機能を有する東条地区の沿岸部においては、特定用途制限地域の適正な運用により、国道 128 号沿道におけるリゾート産業施設周辺の環境を保全するとともに、その周辺に広がる居住環境の保護を図ります。
- 観光地としての更なる魅力創出に向けて、国道 128 号沿道における保安林の適切な管理を図るとともに、美しい海岸線と保安林との調和のとれた良好な都市景観の保存・形成に取り組みます。

## 充実した医療・福祉環境を活かした人にやさしいまちづくり

### ■ 医療・福祉施設の周辺環境の改善

- 本地域の充実した医療・福祉機能を将来にわたって維持・拡充していくため、医療・福祉施設の周辺においては、その機能を十分に果たすことができるよう、一体的な環境改善に取り組むこととし、土地利用誘導施策が導入されていないエリアにおいては、医療・福祉に適した環境を担保していくため、事業者や周辺住民の理解・協力を得ながら、用途地域や特定用途制限地域、地区計画などの導入について検討していくこととします。

### ■ 都市のユニバーサルデザイン

- 充実した医療・福祉環境を有する本地域においては、市民をはじめ他都市からの利用者の流入が期待されることから、鉄道駅やバス乗り場、公共公益施設などのユニバーサルデザイン化を推進し、子どもから高齢者まで、誰にとっても利用しやすい都市環境の形成を目指します。

### ■ 高齢者にやさしいまちづくり

- 高齢化の進展を見据え、高齢者がマイカーに頼らなくとも、安全・安心な移動手段を確保できるよう、事業者との協働の下、交通結節点となる安房鴨川駅周辺や医療・福祉施設におけるバリアフリー化、公共交通の利便性の向上に向けた取組みを推進します。
- 高齢者が安全・安心で楽しく生活することができるように、中心市街地の空き店舗の活用や既存オープンスペースの機能変更などによる高齢者の憩いの場の創出について、多様な主体との連携を図りながら検討を進めます。



## スポーツを通じた交流のまちづくり

### ■ スポーツ交流拠点の一体的な整備の推進

- 総合運動施設周辺は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたスポーツツーリズムによる地域振興を定着させるための拠点としての役割も担うことから、都市公園法に基づく都市公園への移行を見据えながら、広域的なスポーツ交流拠点として、多目的施設を含めた一体的な公園整備のあり方を検討します。

### ■ 広域的なアクセス道路の確保・拡充

- 本地域は、総合運動施設や前原・横渚海岸など、市外からの利用者も多い広域的なスポーツ交流拠点を有していることから、周辺都市からのアクセス性の確保に向けて、関係機関との協議を進めながら、本市と都心部をつなぐ広域幹線道路や主要幹線道路の整備を促進し、市内への交流人口の確保・拡大を目指します。

### ■ 拠点施設をつなぐネットワークの構築

- スポーツを通じた交流促進と地域振興を図るため、バスなどの公共交通によって利用者が拠点間を円滑に移動できるよう、交通結節点となる鉄道駅や市内に点在する観光拠点とスポーツ交流拠点とのネットワーク構築について、事業者と連携しながら検討を進めます。

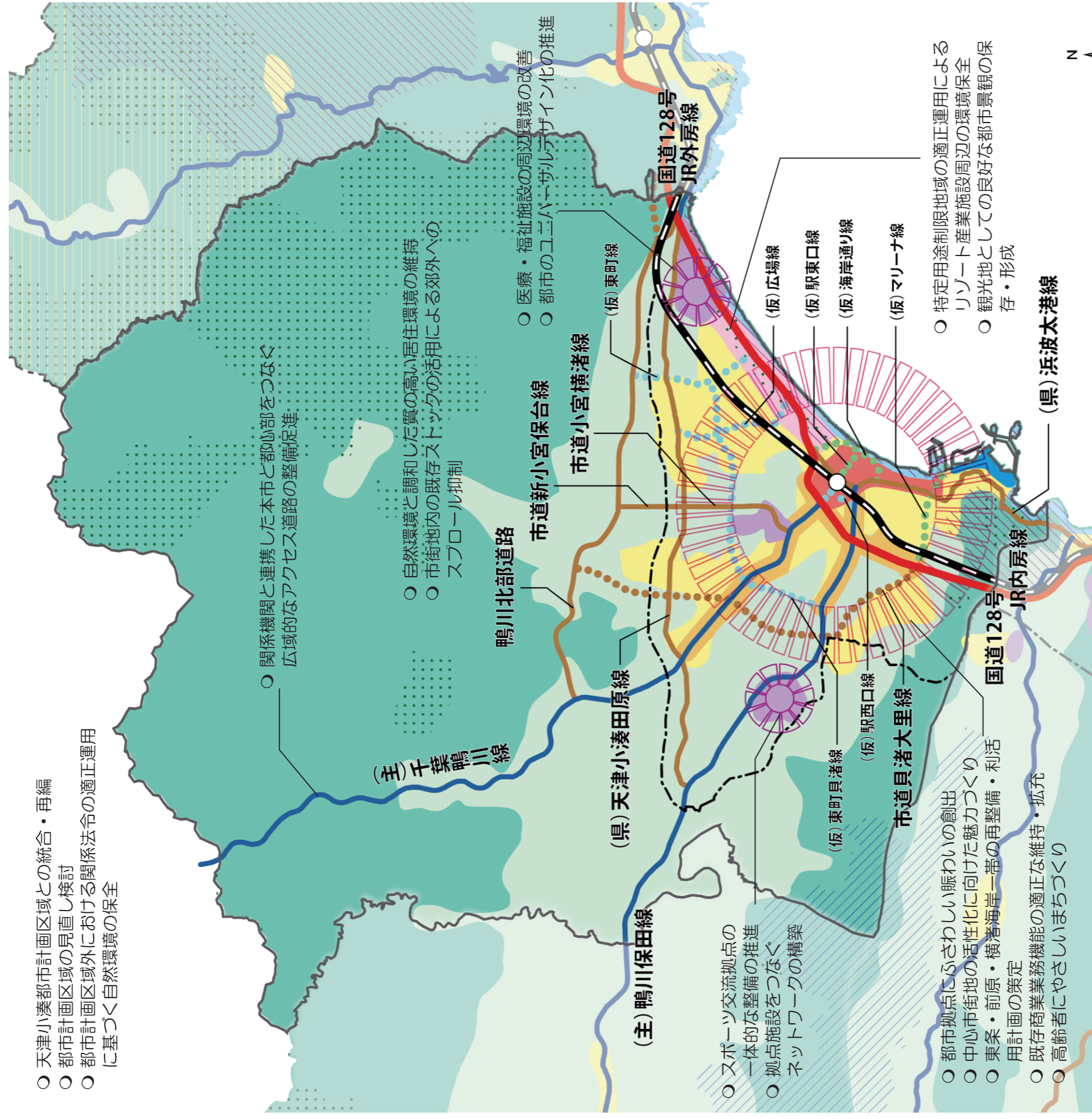
## 自然環境と調和したまちづくり

- 都市計画区域内の田園地帯については、癒しとゆとりのある居住環境を形成する重要な要素となることから、無秩序な市街化を抑制するとともに、農業振興地域の整備に関する法律の適正な運用による農地の積極的な利用・管理を図ります。
- 都市計画区域外では、自然環境の保全を基調としつつ宅地開発等に係る関係法令の適正運用の下で、適切な土地利用の誘導を図ります。
- 隣接する天津小湊都市計画区域との統合・再編にあたっては、県との協議・調整を図りながら、土地利用動向や周辺環境に配慮した都市計画区域の見直しについて検討します。



# 鴨川地域 まちづくり方針図

- 天津小湊都市計画区域との統合・再編
- 都市計画区域の見直し検討
- 都市計画区域外における関係法令の適正運用に基づく自然環境の保全



○ 関係機関と連携した本市と都心部をつなぐ広域的なアクセス道路の整備促進

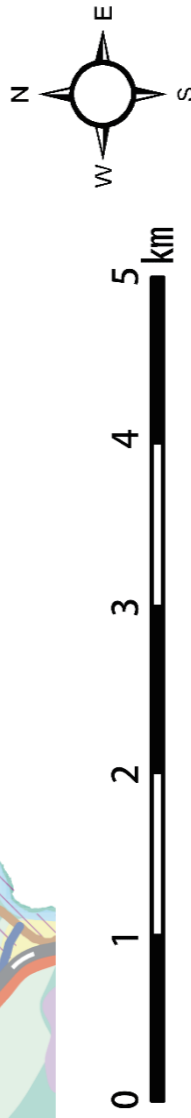
- 自然環境と調和した質の高い居住環境の維持
- 市街地内の既存ストックの活用による郊外へのスプロール抑制

- 医療・福祉施設の周辺環境の改善
- 都市のユニバーサルデザイン化の推進

- スポーツ交流拠点の一体的な整備の推進
- 拠点施設をつなぐネットワークの構築

- 都市拠点にふさわしい賑わいの創出
- 中心市街地の活性化に向けた魅力づくり
- 東条・前原・横濱海岸一帯の再整備・利活用計画の策定
- 既存商業業務機能の適正な維持・拡充
- 高齢者にやさしいまちづくり

- 特定用途制限地域の適正運用によるリゾート産業施設周辺の環境保全
- 観光地としての良好な都市景観の保存・形成



一般住宅ゾーン	田園共生ゾーン	広域幹線道路	都市拠点
商業業務ゾーン	自然環境保全ゾーン	主要幹線道路	交流拠点
沿道型市街地ゾーン	公益・文教ゾーン	補助幹線道路	都市計画区域界
工業ゾーン	海浜ゾーン	補助幹線道路(整備予定路線)	用途地域
観光拠点ゾーン	南房総国立公園	補助幹線道路(中期整備路線)	特定用途制限地域
	保安林	補助幹線道路(長期整備路線)	

※図示している都市計画区域及び用途地域・特定用途地域は、平成27年度末時点の境界を示したものです。  
 ※(主)は主要地方道、(県)は一般県道

### 3. 天津小湊地域

#### (1) 地域の概況

天津小湊地域は、本市の東部に位置しており、旧天津小湊町を構成していた地域です。

面積は 4,395.0ha で、市域の 23.0% を占めています。

海岸沿いにおける漁業と観光業を中心として発展してきた地域で、豊かな自然環境とともに、日蓮聖人の生誕の地として歴史的・文化的な地域資源を多く有しています。

【地域位置図】

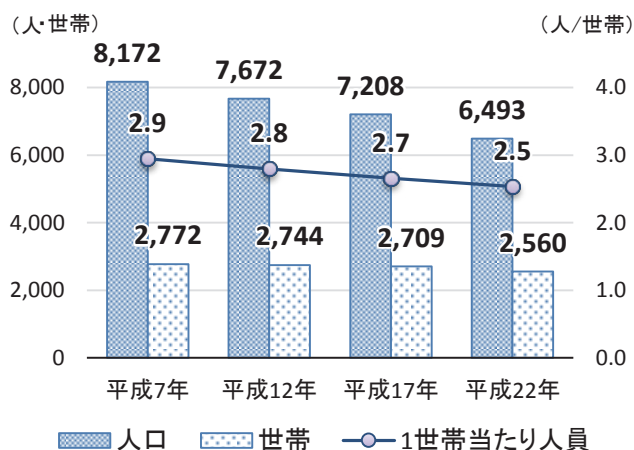


#### (2) 人口・世帯数

本地域の人口は平成 22 年で 6,493 人と、市全体の 18.2% を占めています。人口減少が続いており、平成 7 年からの推移をみると、1,679 人減の 20.5% の減少となっています。

世帯数は平成 22 年で 2,560 世帯となっており、減少傾向を示しています。

1 世帯当たりの人員も年々減少しており、平成 22 年で 2.5 人 / 世帯となっています。



資料：国勢調査

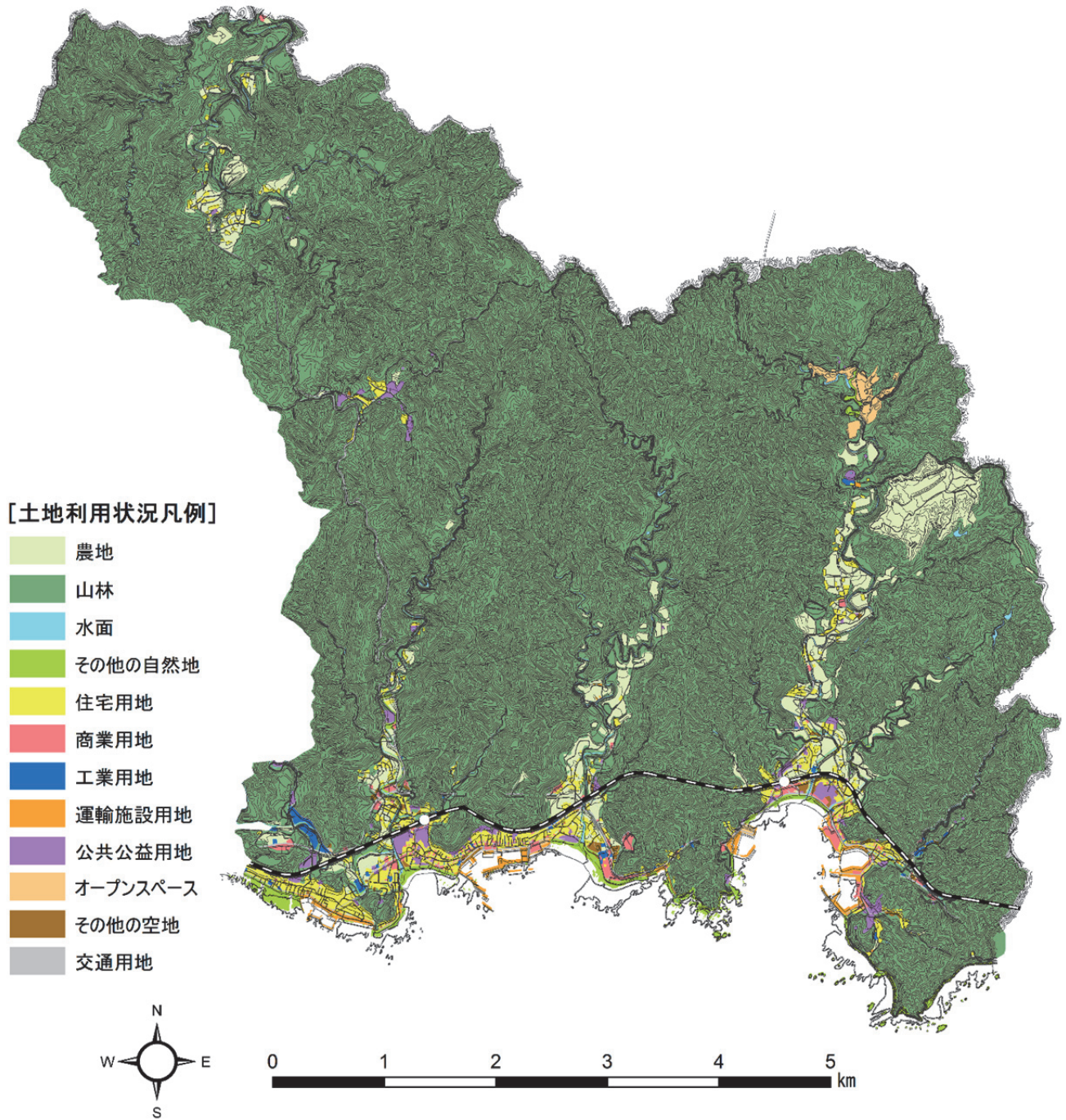
#### (3) 地域の特性

##### 【土地利用】

- 本地域は山林が約 9 割を占めており、平地は地域南部の沿岸部周辺に限られています。その沿岸部周辺に市街地が形成され、主に住宅地としての土地利用が展開されているほか、海岸線に面したエリアにはホテルや旅館などの宿泊施設が集積し、本市の中心的な観光地としての機能を果たしています。
- 地域北部の山間部は、南房総国立公園や県立養老溪谷奥清澄自然公園に指定され、内浦山県民の森が設置されるなど、豊かな自然環境を有しています。天津地区の清澄や四方木では古くからの集落が形成されていますが、過疎化が進行しています。



【土地利用現況図】



資料：平成 23 年都市計画基礎調査データより作成

### 【都市計画】

- 本地域は、山間部を含む全域が天津小湊都市計画区域に指定されていますが、用途地域や特定用途制限地域などの土地利用誘導に係る都市計画制度は導入されていません。

### 【交通基盤】

- 道路網は、広域幹線道路となる国道 128 号、主要幹線道路となる主要地方道市原天津小湊線及び天津小湊夷隅線、補助幹線道路となる一般県道内浦山公園線が整備されています。
- 鉄道網は、南部に JR 外房線が運行しており、安房小湊駅と安房天津駅を有しています。
- バス交通は、コミュニティバスが 2 路線、民間バス路線が 1 路線、本地域と東京間を結ぶ高速バスが 1 路線整備されています。

### 【主要施設・地域資源】

- 地域住民の行政機能の窓口となる天津小湊支所と小湊出張所、文教施設である天津小学校、小湊小学校、安房東中学校が設置されています。
- 山間部や沿岸部の一部が南房総国立公園や県立養老溪谷奥清澄自然公園に指定されているほか、内浦山県民の森が設置されています。また、清澄植物公園、天津駅前公園、小湊駅前公園が市立公園として整備されています。
- 美しい海岸線や緑豊かな自然環境をはじめ、日蓮聖人ゆかりの誕生寺や清澄寺といった歴史的・文化的資源や国の特別天然記念物に指定されている「鯛の浦タイ生息地」などの貴重な地域資源を有しています。

## (4) 地域の主要課題

### ■ 都市計画区域の統合・再編

本地域は、山間部を含む全域が天津小湊都市計画区域となっていますが、隣接する鴨川都市計画区域では、山間部を除いた沿岸部の市街地周辺に都市計画区域が指定されており、都市計画区域の指定状況に差がみられています。

市町合併から 10 年が経過しており、一つの都市として総合的かつ一体的な都市計画の運用が求められていることから、鴨川都市計画区域との統合を進めるとともに、県が定める「千葉県土地利用基本計画\*」との整合を図る観点からも、都市計画区域の見直しが課題となっています。

### ■ 既存市街地における狭あい道路

本地域の沿岸部の既存市街地は、古くからの漁業集落であり、地域内の生活道路の多くは幅員の狭い道路となっています。

狭あい道路のみに面する敷地では、建築物の建て替え時に支障を来していることから、生活利便施設の新規立地や若者世代の新たな住宅取得が困難となり、地域外や市外へと人口が流出し、地域内の活力低下にもつながることから、地域活力の維持・創出の観点からも対応が求められています。



## ■ 都市計画法に基づく土地利用施策

本地域の市街地は、漁業集落が拡大する形で形成されてきたため、既に様々な用途が混在した土地利用が展開されていますが、これまで混在による大きな問題は発生してきませんでした。

しかしながら、用途地域をはじめとする土地利用誘導施策が導入されていない本地域では、建物の用途については比較的自由的な建築活動が可能となるため、無秩序な土地利用が発生しやすい危険性を有しています。

地域住民の居住環境や観光地としての環境を阻害するような土地利用が発生する恐れもあることから、予防策が必要となっています。

## ■ 観光地としての環境整備の充実

本地域は、美しい海岸線や鯛の浦、誕生寺などの多様な観光資源を有し、ホテル・旅館などの宿泊施設も整備された滞在型観光地としての特性を有していますが、滞在型から通過型の観光へと移行しつつあることから、滞在型交流人口の更なる獲得に向けた環境整備が求められています。

## ■ 海・山を対象とした自然災害への対応

本地域では、沿岸部の既存市街地に人口が集中して居住しています。

地域住民の生命と財産を保護していくためには、津波や土砂災害など、海・山両面の自然災害への対応が求められます。

## (5) 地域の将来像とまちづくり方針

### 【将来像】

# 歴史物語が息づく観光拠点 産業と暮らしが共生するまち 天津小湊

古くから漁業の町として発展してきた本地域は、誕生寺や清澄寺などの歴史・文化資源、特別天然記念物となる鯛の浦をはじめとする恵まれた自然環境、大型ホテル・旅館などの宿泊機能を有する観光拠点としての役割を担っています。

地域の特徴である日蓮聖人ゆかりの地としての歴史物語や豊かな漁業資源を活かしながら、観光業及び漁業の更なる活性化に向けた一体的な環境づくりを進めます。

また、地域産業を支える住民が元気に住み続けることができるよう、生活に密着した歴史・文化が生み出す魅力の保全・共生にも配慮した、暮らしやすい地域づくりを目指します。

### 【まちづくり方針】

#### 将来にわたって住み続けることのできるまちづくり

##### ■ 県と連携した都市計画区域の再編及び見直しの検討

- 本地域で指定されている天津小湊都市計画区域については、県との協議・調整を図りながら、隣接する鴨川都市計画区域との統合・再編に向けた検討を進めます。
- 鴨川都市計画区域では山間部を除外する形で都市計画区域が指定されており、県が定める千葉県土地利用基本計画においても、本地域の都市地域は山間部が除外されて設定されているため、当該計画との整合性の確保に向けて、都市計画区域の見直しを進めます。
- 本地域の山林の多くが、自然公園法によって一定規模以上の建築行為や宅地造成等について県の許可・届出が必要となる南房総国定公園及び県立養老溪谷奥清澄自然公園に指定されているとともに、原則として開発行為が制限される森林法の保安林に指定されています。こうした地域においては、他法令によって良好な環境の維持・保全が引き続き図られることが見込まれることから、都市計画区域の見直しにあたっては、山間部における郊外集落のコミュニティの維持・活性化に向けて都市計画区域の縮小についても検討することとします。

## ■ 既存市街地における狭あい道路の整備促進

- 沿岸部の既存市街地における狭あい道路については、引き続き、狭あい道路整備事業を活用しながら、建物更新に伴うセットバックによる道路空間の確保を促進するとともに、その方策についても検討するなど、狭あい道路の整備促進に取り組みます。
- 幅員 4m 以上の道路に接道している隣接敷地との共同化による建て替えの検討など、地域コミュニティの存続に向けて、地域住民が互いに建物の更新手法に対する理解を深めるとともに、実施に向けた協力体制を築けるよう必要な支援を行います。

## 地域の魅力向上に資するまちづくり

### ■ 都市計画法に基づく土地利用誘導施策の導入検討

- 沿岸部のホテル・旅館が集積するエリア一帯では、来訪者が滞在する拠点としての機能拡充を図るとともに、観光地にふさわしい環境の保全を図ります。
- 地域住民や事業者との調整・協議の下、観光地としての環境を阻害するような建物用途の立地を制限する特定用途制限地域等の土地利用誘導施策の導入について検討を進めます。

### ■ 地域の歴史・文化を活かした拠点整備と景観づくり

- 美しい海岸線や豊かな森林、日蓮聖人ゆかりの地としての歴史的・文化的背景を活かして、観光地としての魅力向上に資する拠点整備と景観づくりを促進します。
- 誕生寺や清澄寺、内浦山県民の森などは、地域住民のみならず、市内外の来訪者が交流を図る場となることから、その周辺においては拠点機能と魅力の向上に資する一体的な整備を促進します。
- 景観づくりにあたっては、事業者や地域住民の景観に対する意識の醸成を図りながら、地域共通のサイン整備や地域独自の景観ガイドラインの作成など、地域が主体となった景観形成活動に対する必要な支援を行います。

### ■ 利便性の向上に向けた都市環境整備の推進

- 地域住民の生活利便性の向上や市内の渋滞解消に向けて、広域幹線道路となる国道 128 号の実入バイパス事業や、主要幹線道路となる主要地方道市原天津小湊線の道路改良事業の促進を図るとともに、補助幹線道路となる一般県道天津小湊田原線の坂下バイパス事業を促進します。
- 本地域が有する JR 外房線の安房小湊駅と安房天津駅の 2 つの鉄道駅は、地域住民の広域移動を支えるとともに、観光客の本地域への玄関口としての役割を果たしています。そのため、鉄道や高速バスなどとの円滑な乗り継ぎに向けた事業者との調整、駅前公園の適切な管理などを進めながら、利便性の高い交通結節点の形成に努めます。

## 災害に強い安全・安心なまちづくり

### ■ 適切な制度活用による安全・安心な環境づくり

- 沿岸部の既存市街地においては、土地利用施策の導入の検討と併せて、新たに準防火地域の指定についても検討し、火災に強い市街地の形成を図ります。
- 都市計画区域の見直しと併せて、新たに建築基準法第6条第1項第4号による指定区域の指定についても検討することとし、建築物の安全性の確保を図ります。

### ■ 災害危険箇所の改善・解消の促進

- 本地域は広大な山間部を有していることから、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域などの災害危険箇所における対策事業実施にあたっては、県と協力しながら円滑かつ効果的な対策を図ることとします。

### ■ 防災・減災施設の整備と管理・拡充

- 神明水門、内浦水門及び湊水門については、高潮や津波の際に支障なく作動するよう、県と協力しながら適切な維持・管理を図ります。
- 既存の津波避難ビルについては、地域住民に対する周知活動を推進するとともに、災害時における拠点機能の拡充を促進します。小湊小学校の敷地内においては、津波発生時の市民・観光客等の一時避難場所として、津波避難タワーの整備を推進します。

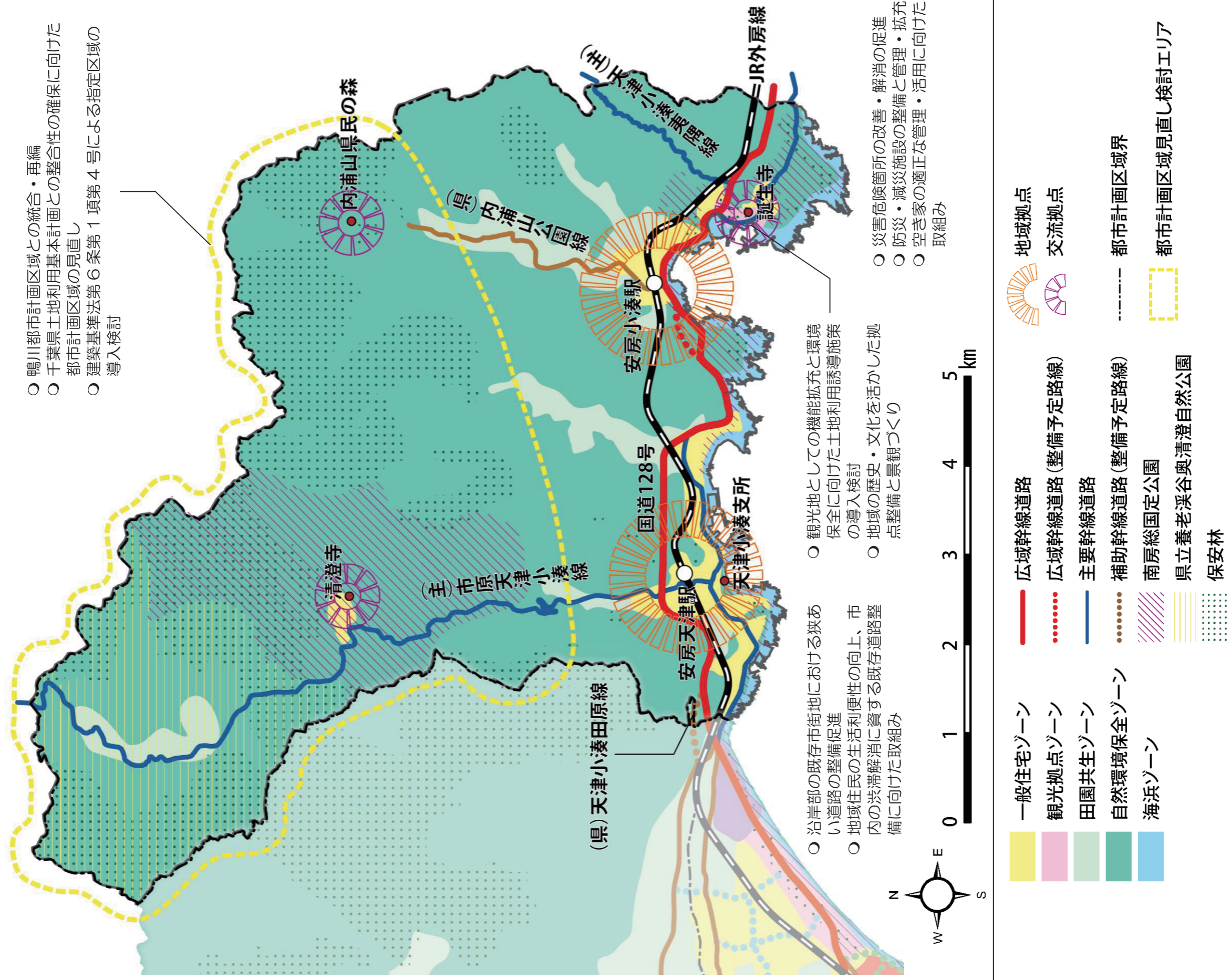
### ■ 空き家の適正な管理・活用に向けた取組み

- 沿岸部の既存市街地や郊外集落で増加している空き家については、実態調査を進めながら、危険な空き家については所有者へ適正な管理や必要に応じて除却等の処置を促します。
- 空き家の中でも適正な管理がなされているものについては、若者世代の居住の場、地域コミュニティの交流の場、田舎暮らしの体験の場など、地域の活力向上に資す多様な活用手法を研究しながら、各主体との協働・連携の下でその実現を目指します。





# 天津小湊地域 まちづくり方針図



※図示している都市計画区域界は、平成27年度末時点の境界を示したものです。

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道